改訂版

固定資産税
住宅省エネ改修の減額について

改修後 3 か月以内の申請により、居住部分床面積（※1 戸あたり 120 ㎡を限度）に相当する翌年度の固定資産税の 3 分の 1 が減額されます。

※この特例は、固定資産税の減額（バリアフリー）と併用可能です



住宅等の要件

1.平成 26 年 4 月1日以前から所在する住宅であること

① 賃貸住宅は対象となりません
② 併用住宅は居住用面積の割合が2分の1以上
③ 床面積が 40 ㎡以上 240 ㎡以下

対象となる工事

1. 次に該当する省エネ改修工事であること

① 窓の改修工事

または	②床の断熱改修工事
①窓の改修工事と	③天井の断熱改修工事
あわせて行う	④壁の断熱改修工事（外気等と接するもの）

2. 現行の省エネ基準に新たに適合するもの

3. 基準となる工事費用

工事完了期間	改修工事費用から補助金等を控除した額
令和 13 年3月31日まで	60 万円を超えること

必要となる書類

1. 住宅改修固定資産税減額申告書
2. 住宅所有者の住民票の写し
3. 熱損失防止基準に適合する旨の証明書
（建築士、登録住宅性能評価機関または指定確認検査機関等発行によるもの）
4. 工事明細書・平面図とその領収書
（工事の内容が確認できる明細書・工事した箇所が確認できる図面・領収書）
5. 熱損失防止改修工事の施工前および施工後の写真

提出・お問い合わせ

鶴岡市役所 総務部課税課資産税評価係 電話 0235-35-1179